附則第三十五条の四第二項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項第四号中「附則第五条の四の二第六項」を「附則第五条の四の二第五項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十三項」に改める。

附則第四十五条第一項の表附則第五条の四の二第一項第一号の項中「第十二項」を「第十七項」に改め、同表附則第五条の四の二第二項第二号の項を削り、同条第二項中「第六項までの規定の」を「第九項までの規定の」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項の表中「第六項」を「第九項」に改め、同条第四項の表附則第五条の四の二第六項の項中「附則第五条の四の二第五項」に改め、同表附則第五条の四の二第六項第一号の項中「附則第五条の四の二第六項第一号」を「附則第五条の四の二第五項第一号」に、「第十二項」を「第十七項」に改め、同表附則第五条の四の二第六項第二号の項中「附則第五条の四の二第六項第二号」を「附則第五条の四の二第五項第二号」に改め、同表附則第五条の四の二第七項第二号の項を削り、同条第五項中「第六項までの規定の」を「第九項までの規定の」に、「同条第九項」を「同条第七項」に改め、同項の表附則第五条の四第六項第一号の項中「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同表附則第五条の四の二第六項第一号の項中「附則第五条の四の二第六項第一号」を「附則第五条の四の二第五項第一号」に、「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同条第六項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第五十一条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第五十二条第一項中「第百十三条第一項の自動車」を「第百十三条第二項に規定する自動車」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「第百十三条第一項の」を「第百十三条第二項に規定する」に改め、同号イ中「又は」に改め、同条第三項中「第百十三条第一項の」を「第百十三条第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第五十四条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間　平成三十一年度分

附則第五十六条第一項中「この項、次項、第六項及び第十項」を「この条」に、「同条第一項」を「第三百四十九条の三の二第一項」に、「この項、第三項及び第十項」を「この条」に、「同条第二項各号」を「第三百四十九条の三の二第二項各号」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第五項中「その者」を「これらの者」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第六項中「において「仮換地等」を「において「特定仮換地等」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「当該仮換地等」を「当該特定仮換地等」に、「」とあるのは「仮換地等」を「が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等」に改め、「所有者である」の下に「同項に規定する」を加え、「」と、「第一項又は第二項」とあるのは「第六項」を「が同項」に改め、同条第七項中「仮換地等に対応する従前の土地の全部」を「特定仮換地等に対応する従前の土地の全部」に、「登録がされている」を「登録がされている」に、「当該仮換地等」を「当該特定仮換地等」に改め、「同条第六項」と」の下に「「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と」を加え、「仮換地等に対応する従前の土地の所有者」を削り、「被災住宅用地の所有者等」を「同項に規定する被災住宅用地の所有者等」に改め、「」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」を削り、同条第八項及び第九項中「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「仮換地等を」を「特定仮換地等を」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に改め、同条第十二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第二十八項」を「第二十九項」に改める。

附則第五十七条第一項中「掲げる」の下に「期日又は」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　平成三十一年四月一日　平成三十一年度分

附則第五十七条第二項から第五項までの規定中「掲げる」の下に「期日又は」を加え、同条第六項中「第一項各号に掲げる」の下に「期日又は」を加え、同項第二号及び第三号中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「掲げる」の下に「期日又は」を加え、同項第二号及び第三号中「又は」を「、又は」に改め、同条第九項中「掲げる」の下に「期日又は」を加える。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「同じ。）」の下に「又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）」を、「通知」の下に「又は特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定徴収金（第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。）の納付若しくは納入」を加える。

第二十三条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　単身児童扶養者　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第三条第三項に規定する父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

第三十四条第一項第十一号中「この項及び第九項並びに第三十七条」を「この款」に改める。

第四十五条の二に次の一項を加える。

6　第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第百九十条の規定の適用を受けたものを有する第二十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の道府県民税に関する申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第四十五条の三の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第七十二条の二十四の七第一項第一号イ及びロ中「によつて」を「により」に改め、同号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の七」に改め、同条